

令和6年度 風俗営業管理者講習の開催について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第24条第6項に規定する講習を下記のとおり開催いたします。

山形県公安委員会

開催日	営業種別	実施場所
6月6日(木)	社交飲食店、料理店、低照度飲食店	鶴岡警察署
6月12日(水)	パチンコ店、マージャン店、ゲームセンター	鶴岡警察署
7月3日(水)	社交飲食店、料理店、低照度飲食店	新庄警察署
7月4日(木)	パチンコ店、マージャン店、ゲームセンター	新庄警察署
9月3日(火)	社交飲食店、料理店、低照度飲食店	置賜総合支庁 501会議室
9月10日(火)	パチンコ店、マージャン店、ゲームセンター	置賜総合支庁 501会議室
10月1日(火)	社交飲食店、料理店、低照度飲食店	山形県産業創造 支援センター
10月8日(火)	社交飲食店、料理店、低照度飲食店	山形県産業創造 支援センター
11月7日(木)	社交飲食店、料理店、低照度飲食店	村山警察署
11月14日(木)	パチンコ店、マージャン店、ゲームセンター	山形県産業創造 支援センター

風俗営業者は、公安委員会から管理者講習の通知を受けたときは、選任された日からおおむね3年ごとに1回、管理者に講習を受けさせなければなりません。

今年度の受講対象者には、公安委員会から営業者宛てに「管理者講習通知書」を発送しますので、管理者に必ず受講させて下さい。

各講習会は、13:00～17:00までの4時間です。

講習会を受講する際に必要なものは次のとおりです。

- (1) 管理者講習通知書
- (2) 風俗営業管理者証
- (3) 手数料 2,600円(山形県収入証紙で納付)

やむを得ず講習会を欠席する場合には、講習の10日前までに営業所を管轄する警察署の生活安全課に「理由書」を提出して下さい。「理由書」を提出せずに無断で講習会を欠席した場合は、法第25条に基づき指示処分を実施します。